

第 126 期中間決算公告

平成 20 年 12 月 24 日

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 山浦 愛幸

中間貸借対照表（平成 20 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	333,902	預 金	5,212,261
コーポレーション	52,842	譲渡性預金	103,432
買入金銭債権	68,596	コーポマネー	24,597
特定取引資産	42,643	債券貸借取引受入担保金	26,945
金銭の信託	10,094	特定取引負債	9,796
有価証券	1,375,104	借入金	495
貸出金	3,939,613	外国為替	990
外国為替	28,701	その他負債	83,537
その他資産	104,388	未払法人税等	3,675
有形固定資産	31,825	リース債務	144
無形固定資産	3,835	その他の負債	79,717
繰延税金資産	3,431	退職給付引当金	12,618
支払承諾見返	45,918	睡眠預金払戻損失引当金	216
貸倒引当金	99,914	偶発損失引当金	727
投資損失引当金	437	支払承諾	45,918
		負債の部合計	5,521,536
		（純資産の部）	
		資本金	52,243
		資本剰余金	30,201
		資本準備金	29,609
		その他資本剰余金	592
		利益剰余金	287,959
		利益準備金	47,610
		その他利益剰余金	240,348
		固定資産圧縮積立金	764
		圧縮記帳特別勘定	79
		別途積立金	226,600
		繰越利益剰余金	12,904
		自己株式	6,382
		株主資本合計	364,021
		その他有価証券評価差額金	54,511
		繰延ヘッジ損益	460
		評価・換算差額等合計	54,972
		新株予約権	16
		純資産の部合計	419,009
資産の部合計	5,940,546	負債及び純資産の部合計	5,940,546

中間損益計算書 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		73,131
資 金 運 用 収 益	54,661	
(うち貸出金利息)	(40,852)	
(うち有価証券利息配当金)	(10,596)	
信 託 報 酬	1	
役 務 取 引 等 収 益	9,353	
特 定 取 引 収 益	266	
そ の 他 業 務 収 益	3,238	
そ の 他 経 常 収 益	<u>5,609</u>	
経 常 費 用		67,853
資 金 調 達 費 用	10,534	
(うち預金利息)	(8,924)	
役 務 取 引 等 費 用	3,115	
そ の 他 業 務 費 用	5,836	
営 業 経 費	31,488	
そ の 他 経 常 費 用	<u>16,878</u>	
経 常 利 益		5,277
特 別 利 益		1
特 別 損 失		<u>47</u>
税 引 前 中 間 純 利 益		5,232
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,257
法 人 税 等 調 整 額		<u>1,184</u>
中 間 純 利 益		<u>3,159</u>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券等の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
そ の 他	1年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、時価のない有価証券等について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用又は収益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済等に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は137百万円、「その他負債」中のリース債務は144百万円増加しておりますが、損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額 総額 12,598 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に44,919百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,430百万円、延滞債権額は140,071百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が、相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は313百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は76,273百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は232,087百万円であります。
なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は56,515百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は65,853百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
現金(その他の資産) 400 百万円
有価証券 238,074 百万円
担保資産に対応する債務
預金 41,558 百万円
コールマネー 中間期末残高はありません
売渡手形 中間期末残高はありません
債券貸借取引受入担保金 26,945 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券111,668百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は951百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,141,809百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,072,749百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 61,356百万円
 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は25,267百万円あります。
 13. 1株当たりの純資産額 797円52銭

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額11,083百万円及び株式等売却損2,479百万円を含んでおります。
 2. 1株当たり中間純利益金額 6円00銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 6円00銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	110,361	222,554	112,192
債券	860,013	854,304	5,709
国債	554,478	548,739	5,738
地方債	84,026	84,608	582
社債	221,509	220,956	552
その他	266,308	251,156	15,151
外国証券	240,634	229,631	11,003
合計	1,236,684	1,328,015	91,331

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、5,525百万円(うち株式739百万円、その他4,785百万円)であります。

なお、中間期末日における時価が帳簿価額に対し50%以上下落している銘柄すべてを減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の場合は、中間期末日前6カ月間に一度も時価が帳簿価額を上回っていない銘柄について減損処理しております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場事業債	480
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等 子会社・子法人等株式 投資事業組合等出資金	7,097 5,500
その他有価証券 非上場事業債 非上場株式	25,787 8,892

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	32,739 百万円
その他有価証券評価差額金	11,451
退職給付引当金損金算入限度額超過額	4,752
減価償却費	3,224
有価証券償却	2,700
未払事業税	313
繰延ヘッジ損益	266
その他	3,334
繰延税金資産小計	58,784
評価性引当額	2,241
繰延税金資産合計	56,543

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	48,271
退職給付信託設定益	2,985
繰延ヘッジ損益	576
その他	1,277
繰延税金負債合計	53,111
繰延税金資産の純額	3,431

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションに関する注記事項については中間連結財務諸表に記載しているため記載を省略しております。

(単体自己資本比率)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 12.63%

信託財産残高表

(平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	5 0	金 銭 信 託	3 5 7
信 託 受 益 権	2 5 2		
現 金 預 け 金	5 4		
合 計	3 5 7	合 計	3 5 7

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 百万円

3. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

第 126 期中間決算公告

平成 20 年 12 月 24 日

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 山 浦 愛 幸

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 12 社
会社名

八十二ビジネスサービス株式会社	八十二スタッフサービス株式会社
八十二証券株式会社	八十二亜洲有限公司
やまびこ債権回収株式会社	八十二リース株式会社
株式会社八十二ディーシーカード	八十二信用保証株式会社
八十二システム開発株式会社	八十二キャピタル株式会社
八十二投資顧問株式会社	八十二オートリース株式会社

非連結の子会社及び子法人等 11 社
主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等から見て、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

持分法適用の関連法人等 該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 11 社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 1 社

9 月末日 11 社

連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	333,050	預 金	5,197,946
コールローン及び買入手形	52,842	譲 渡 性 預 金	102,732
買入金銭債権	68,596	コールマネー及び売渡手形	24,597
特定取引資産	43,360	債券貸借取引受入担保金	26,945
金銭の信託	10,094	特定取引負債	9,796
有価証券	1,385,201	借 用 金	34,512
貸出金	3,883,375	外 国 為 替	990
外国為替	28,701	そ の 他 負 債	104,043
リース債権及びリース投資資産	81,291	退職給付引当金	14,133
その他資産	134,044	睡眠預金払戻損失引当金	216
有形固定資産	37,532	偶発損失引当金	727
無形固定資産	4,276	特別法上の引当金	19
繰延税金資産	7,620	繰延税金負債	301
支払承諾見返	45,918	負 の の れ ん	880
貸倒引当金	112,130	支 払 承 諾	45,918
投資損失引当金	452	負債の部合計	5,563,763
		（純資産の部）	
		資 本 金	52,243
		資 本 剰 余 金	30,266
		利 益 剰 余 金	295,469
		自 己 株 式	6,382
		株 主 資 本 合 計	371,596
		その他有価証券評価差額金	54,569
		繰延ヘッジ損益	460
		為替換算調整勘定	395
		評価・換算差額等合計	54,634
		新株予約権	16
		少数株主持分	13,313
		純資産の部合計	439,560
資産の部合計	6,003,324	負債及び純資産の部合計	6,003,324

中間連結損益計算書 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		97,526
資 金 運 用 収 益	55,007	
(うち貸出金利息)	(40,937)	
(うち有価証券利息配当金)	(10,835)	
信 託 報 酬	1	
役 務 取 引 等 収 益	11,486	
特 定 取 引 収 益	302	
そ の 他 業 務 収 益	24,869	
そ の 他 経 常 収 益	5,858	
経 常 費 用		90,729
資 金 調 達 費 用	10,809	
(うち預金利息)	(8,904)	
役 務 取 引 等 費 用	2,773	
そ の 他 業 務 費 用	24,239	
営 業 経 費	34,850	
そ の 他 経 常 費 用	18,056	
経 常 利 益		6,796
特 別 利 益		29
特 別 損 失		54
税金等調整前中間純利益		6,772
法人税、住民税及び事業税		4,241
法人税等調整額		986
少数株主利益		265
中 間 純 利 益		3,250

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券等の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
そ の 他	1年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等

に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、当行の償却・引当基準に準じて必要と認められた額を計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、時価のない有価証券等について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用又は収益処理

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済等に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第 46 条の 5 に定める金融商品取引責任準備金 19 百万円であり、有価証券またはデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

国内の連結される子会社及び子法人等は、金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号平成 18 年 5 月 17 日)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、リース債権及びリース投資資産は 81,291 百万円増加し、有形固定資産は 76,383 百万円、無形固定資産は 7,372 百万円それぞれ減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。リース債権及びリース投資資産の増加と有形固定資産及び無形固定資産の減少の差額の主な要因は、リース債権の流動化に伴うものであります。

なお、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属する貸手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額をリース投資資産の期首帳簿価額として計上しており、一部を流動化しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資額を除く)
5,795 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 44,919 百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 15,562 百万円、延滞債権額は 141,410 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 313 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 76,651 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 233,937 百万円であります。
なお、3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、56,515 百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、65,853 百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金（その他資産）	400 百万円
有価証券	238,074 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	41,558 百万円
コールマネー及び売渡手形	中間連結会計期間末残高は ありません
債券貸借取引受入担保金	26,945 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券 111,668 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 12 百万円、保証金は 1,147 百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,281,727 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 1,072,749 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 66,135 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 25,267 百万円であります。

13. 1 株当たりの純資産額 811 円 29 銭

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 12,138 百万円及び株式等売却損 2,480 百万円を含んでおります。

2. 1 株当たり中間純利益金額 6 円 18 銭

3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 6 円 18 銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
国債	4,990	4,992	1

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	112,382	225,810	113,428
債券	860,113	854,405	5,707
国債	554,578	548,841	5,736
地方債	84,026	84,608	582
社債	221,509	220,956	552
その他	273,292	258,010	15,282
外国証券	247,374	236,240	11,134
合計	1,245,788	1,338,227	92,438

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、5,592百万円（うち、株式 807百万円、その他 4,785百万円）であります。

なお、当中間連結会計期間末日における時価が帳簿価額に対し50%以上下落している銘柄すべてを減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の場合は、当中間連結会計期間末日前6カ月間に一度も時価が帳簿価額を上回っていない銘柄について減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場事業債	480
子会社・子法人等株式等 出資金	5,792
その他有価証券 非上場株式 非上場事業債	10,480 25,897

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 16百万円
2. 当中間連結会計期間中に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注1)	普通株式 105,700株
付与日	平成20年7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成20年7月29日から平成45年7月28日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	617円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

(連結自己資本比率)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率 12.97%